

(海洋政策研究財団 訳) ※

中国・国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画 (2011~2015)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画（2011～2015）

序 言

わが国は太平洋の西海岸に位置しており、海岸線長が 1.8 万 km に及ぶとともに、面積が 500m² 以上の海島 6,900 ヶ所を有し、内水及び領海の面積は 38 万 km² である。「国連海洋法条約」の関連規定及びわが国の主張に基づき、わが国の管轄海域は約 300km² に及ぶ。わが国は国際海底区域において、排他的探査権及び優先開発権を有する 7.5 万 km² の多金属ノジュール鉱区、1 万 km² の多金属硫化物鉱区を獲得するとともに、南北極において長城、中山、崑崙、黄河等の科学考察ステーションを建設している。

発展途上の海洋大国として、わが国は海洋における戦略的利益を有している。経済グローバル化の発展及び開放型経済の形成・深化により、国際貿易及び国際交流における海洋の橋渡し役が著しくなっており、資源保障及び発展空間の拡大における戦略的地位がさらに高まっている。「国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画（以下、「12 次 5 ヶ年計画」と呼ぶ）」期間は、わが国の海洋事業発展における重要な時期であり、海洋開発及び総合管理能力を重点的に向上させ、海洋事業発展を統合的に計画することは、国家の「走出去（出てゆく）」戦略の実施における重大な措置であり、沿岸地域経済社会の発展、国民経済発展方式の転換、「小康社会（ゆとりのある社会）」目標の実現における重大な戦略的意義を持つ。

本計画は、2008 年に国务院に批准された「国家海洋事業発展計画要綱」に基づくとともに、新しい情勢を踏まえ、新しい時期の海洋事業発展に総合的な計画・配置を行ったものである。本計画でいう海洋事業とは、海洋資源、環境、生態、経済、権益及び安全等の面における総合管理及び公共サービス活動を指す。計画期間は、2011 年から 2015 までで、2020 年を展望する。

第 1 章 発展環境

「11 次 5 ヶ年計画（「中国国民経済及び社会発展の第 11 次 5 カ年計画綱要」、以下同。）」以来、わが国の海洋事業発展は大幅な進展を見せると同時に、厳しい情勢と数多い挑戦に直面している。グローバルな視点と戦略的思考により海洋事業発展の新しい情勢を見つめ、海洋事業発展の新しい特徴を正確に把握するとともに、戦略的機会をつかめつづけ、発展過程における矛盾及び問題を有効に解決しながら、海洋事業発展の新しい局面を切り開くことに努めなければならない。

第 1 節 成果の振り返り

「11 次 5 カ年計画」時期に、国民の海洋意識が著しく高まり、海洋計画業務が秩序的に

展開され、海洋発展戦略が明確化された。海洋国際協力が推進され、国家海洋権益及び海洋安全が有効的に保障され、わが国の管轄海域における定期的な巡航・法執行が実現された。海洋科学技術の重大な突破が実現され、深海探査等技術が世界先進レベルまたはそれに近いレベルまで進展されるとともに、領海、排他的経済水域及び公海における資源環境及び科学的調査が幅広く展開された。海洋経済の継続的成長が遂げられ、国民経済発展のリード役が著しく強化された。重点海域における環境汚染防止措置が実施され、海洋保護区の建設が大幅な進展を見せている。海洋公益サービス及び防災能力が著しく強化され、海域、海島、海上交通、海洋漁業及び海上治安管理が効果的な成果を得るとともに、海洋総合管理能力が一層高められている。

第2節 機会及び挑戦

「12次5カ年計画」時期は、わが国の海洋事業が発展する肝心な時期である。「中国共産党の国民経済及び社会発展第12次5カ年計画の制定に関する意見」及び「中国国民経済及び社会発展第12次5カ年計画」は、海洋事業発展に対しより高い要求を出しており、計画的な配置を行っている。海洋事業発展は新しい機会に直面すると同時に、厳しい挑戦が数多く存在する。その1は、沿海地域経済の急速な発展と臨海産業集中の加速化により、海洋資源の科学的利用及び海洋生態環境の合理的保護の責務が更に厳しくなり、海洋経済発展方式の転換及び配置合理化の指導・調整、海洋経済評価、海洋防災、海洋資源環境の管理監督等能力の向上が早急に求められている。その2は、世界海洋科学技術競争の激烈化及び国民経済発展方式転換への要求により、海洋核心技术の欠乏、成果転換率の低さ、科学技術人材の不足等の現状を改善し、科学技術資源の配置の合理化、海洋科学技術イノベーション力及び人材育成力の確実な向上が求められている。その3は、改革開放戦略の推進及び海洋事業「出てゆく」戦略の足並みの加速化により、海洋総合調整メカニズムの改善し、海洋権益の保護、海洋安全の保障、海洋突発事件の対処及び国際海洋秩序の保護等能力の確実な向上が求められる。

第2章 全体要求

国内外情勢の新しい変化に積極的に適応し、発展基礎に立脚するとともに、発展機会を把握し、発展思考を新しくする。「12次5カ年計画」時期における海洋事業発展の指導思想、原則及び目標を科学的に確定し、わが国海洋事業の更なるステップアップを推進する。

第1節 指導思想

鄧小平理論及び「三個代表（三つの代表、江沢民・中国共産党総書記が2000年2月に発

表した思想)」の重要思想を基に、科学的発展をテーマに、経済発展方式転換の加速化を大筋に、体制革新及び科学技術進歩を柱に、海域・陸域の統合を堅持し、海洋資源を科学的に利用するとともに、海洋生態環境を合理的に保護し、海洋経済発展を積極的に推進する。海洋意識を向上させ、海洋文化の繁栄を図るとともに、国家海洋権益を保護し、国際海事に参加する。発展空間を拡大するとともに、海洋開発及び総合的管理能力を向上させ、現代化の海洋強国の建設に堅実な基礎を打ち立てる。

第2節 基本原則

海域・陸域の統合を堅持する。沿海地域経済社会発展及び海洋資源利用、海洋生態環境保護の関係を正確に調整し、海陸経済社会発展の基本思考、機能位置づけ、重点責務及び管理体制を統合的に調整する。

グローバルな視点を堅持する。自己の経験及び国際経験参考の関係を正確に調整するとともに直ちにまとめ、発展思考を革新する。国際海事の交流協力に主体的に参加し、相応の国際責務及び義務を積極的に負うとともに、より開放された現代化の海洋発展観を樹立する。

「以服务为本（サービスを以って基本とする）」を堅持する。海洋事業の迅速な発展及び社会公共サービスレベルの向上間の関係を正確に調整し、管理体制を革新させる。海洋事業の国民経済発展、社会事業進歩におけるサービス保障能力を確実に向上させる。

持続的発展を堅持する。海洋資源開発及び生態環境保護の関係を正確に調整し、海洋開発の秩序を規範化するとともに、海洋経済発展方式を転換させる。海洋防災能力を向上させ、経済社会及び生態環境の調和的発展の促進に努める。

科学技術の革新を堅持する。海洋事業発展の加速化及び総合競争力の向上間の関係を正確に調整し、科学技術資源の配置を合理化する。科学技術の成果転換を推進するとともに、人材育成及び誘致を加速化し、科学技術の海洋事業発展に対する支援力を確実に向上させる。

第3節 発展目標

「12次5カ年計画」時期の海洋事業発展の目標は、下記の通りである。

—**海洋総合管理能力の安定的向上。**海洋総合管理体制が改善され、海洋関連の法律及び

政策がより整備されるとともに、海洋法執行力が継続的に強化される。海域、海島、海洋環境、交通運輸、漁業の管理が強化され、海洋経済発展広報及び評価制度が効率的に執行されるとともに、海洋総合管理力が確実に強化される。

—**海洋の持続的発展能力の確実な強化。**海洋環境悪化の傾向が抑制され、海洋投棄汚染物の排出総量が有効的に管理されるとともに、沿岸海域水質の安定が維持され、重点沿岸海域の水質がある程度改善される。管轄海域面積における海洋保護区の割合が 2010 年の 1.1%から 2015 年の 3%に高められ、自然海岸線の保有率が 36%以下にならない。

—**海洋公共サービス力の合理化。**海洋災害モニタリング予報・警報レベルが向上され、嵐災害警報は 12 時間前に、津波災害警報は海底地震発生後 30 分以内に発表される。海洋防災体系が改善され、89 ヶ所の新しい海洋観測ステーションが建設される。3 か所の大型海上総合観測プラットフォームが建設され、篤志観測船が 400 隻以下にならない。海洋調査及び測量・製図、海洋情報、海洋標準計量等公共サービス能力が顕著に向上される。国境検査及び海上治安管理サービス力が継続的に強化される。海上人命救助が効率的・安定的に向上される。

—**海洋巡航法執行力の強化。**管轄海域における巡航法執行の時間的・空間的カバー率がより高められ、海上権益侵害事件及びその他違法行為への即時対応力と現場処理能力が向上されるとともに、国際重点海域の保護及び海上戦略ルート安全の保障能力が強化される。

—**海洋科学技術革新能力の大幅な向上。**わが国の海洋基礎研究レベルが世界トップに入り、海洋技術研究開発能力が著しく強化される。深海オイル・ガス開発、深海資源探査技術の研究開発能力の実質的な突破が実現されるとともに、海上風力エネルギーのプロジェクト装備、海水淡水化及び综合利用設備の大規模産業化が実現される。海水淡水化原材料、設備製造の自主創新率が 70%以上、海島における水供給量への貢献率が 50%以上、沿海水不足地域の工業用水供給量への貢献率が 15%に達する。海洋科学技術の海洋経済への貢献率が 60%に達する。海事関連従業員に占める大卒以上学歴の割合が 55%に達し、重大海洋科学技術事業及びプロジェクトにより、100 名前後の国際レベル海洋科学技術を有する海洋人材を育成する。

2020 年までの海洋事業発展の全体目標は、海洋科学技術の自主创新能力及び産業化レベルの大幅な向上である。海洋開発全体的配置が合理化され、海洋利用の集約化が継続的に向上される。陸起因汚染物が有効に管理され、沿岸生態環境の悪化傾向が根本的に転換されるとともに、海洋生物多様性の低下傾向が基本的に抑制される。海洋経済のマクロコントロールの効率性及び的確性が強化され、海洋総合管理体系が改善されるとともに、海事

の統合調整、迅速対応、公共サービス能力が著しく強化される。国際海事への参加能力及び影響力が著しく向上され、公海及び極地調査活動が拡大される。海洋意識が普遍的に高められ、海洋関連法律法規体系が改善される。国家海洋権益、海洋安全が効率的に保護・保障され、海洋強国の段階的目標が実現される。

第3章 海洋資源管理

持続可能な発展原則を堅持し、規範管理を強化する。海洋生物資源を科学的に保護・利用するとともに、海水資源、海洋再生可能エネルギー資源及び海洋オイル・ガス資源の開発・利用への計画的指導を強化し、海洋経済及び沿岸地域経済の発展を支える海洋資源の機能を確実に向上させる。

第1節 海洋漁業資源管理の強化

海面養殖管理を強化し、養殖規模を合理的に決定するとともに、海面養殖の全体的配置を合理化する。深い水深の大型生簀等の離岸養殖を積極的に拡大し、工場化循環水養殖を支援するとともに、水産養殖標準化及び健康養殖標準の普及・応用を加速させる。人工漁礁及び海洋牧場の建設を強化し、増殖放流品種を合理的に決定するとともに、近海海域漁業資源の増殖放流を拡大する。夏季休漁制度を改善し、海洋漁労漁船総量及び努力量総量規制を継続的に実施するとともに、漁業設備の更新を促進し、2015年の漁船数及び努力量は2010年のその実際数量を超えないこととする。遠洋漁業支援政策を継続的に実施し、公海漁業を発展させるとともに、EEZ漁業を強化する。新しい資源、新しい漁場の開発利用を強化し、多面的機能を有する海外漁業総合開発基地を積極的に建設する。海洋漁業の健康的発展を促進する政策・措置を研究・策定する。

第2節 海洋オイル・ガス資源探査・開発の拡大

黄海、東海、南海などの海域におけるオイル・ガス資源の戦略的調査及び評価を強化し、重点海域におけるオイル・ガス資源全体調査を完成させる。公海、南海、東海のオイル・ガス探査を拡大し、深海オイル・ガス資源潜在力の科学研究を強化するとともに、深海開発関連科学技術及び設備の難関攻略力を拡大し、商業的に見合うオイル・ガスの採取を実現する。天然ガス水和物の全体調査を実施し、探査・採取の技術及び設備に関する研究開発を積極的に推進し、試験的採取プロジェクトを展開する。

第3節 海水資源の総合利用

海水直接利用、海水淡水化及び総合利用の促進に関する政策の策定を加速させ、沿海都市における海水利用規模を拡大する。沿岸地域の電力、化学工業、石化、冶金等の産業において海水直流冷却及び循環冷却を実行し、2015年における海水の年間直接利用量を750-1000億 m^3 に達するようにする。国家級の海水淡水化及び総合利用モデル都市を積極的に創設し、天津、大連、青島、上海、深圳、厦門、寧波等の都市における地域特性に合わせた海水淡水化事業を継続的に支援する。沿海省・市が関連沿岸市・県を選出し、海水淡水化及び海水総合利用の試験区を実施することを奨励することを通じて、海水淡水化及び海水総合利用の規模を拡大する。遼寧長海、山東長島、浙江舟山、福建平潭、広東南澳、広西涠洲及び海南西沙群島等の海島を重点的に、海水淡水化を全力発展させ、海島住民の生活用水ニーズを満足させる。2015年の海水淡水化量を220-260万 m^3 /日に達するようにする。海水化学資源及び鹹水資源の総合利用を促進し、高濃度海水製塩、カリウム採取、臭素採取、マグネシウム採取、リチウム採取及びその他の加工等産業化の過程を加速させ、国家海水利用産業化基地を建設する。

第4節 海洋再生エネルギー利用の加速化

海洋再生可能エネルギーの監査及び評価を加速させ、発展計画を策定するとともに、国の海洋再生可能エネルギー資金を利用し、海洋エネルギーの開発及び応用を強化する。千ワット級の潮汐発電、兆ワット級の潮流発電、及び百千ワット級の新型波浪エネルギーのモデル事業を発展させる。海洋温度差エネルギー及び海洋バイオマスエネルギーの調査と利用を推進する。地域の特性に適した海上風力発電を発展させ、風力エネルギー発電所を水深の深く、岸から遠い沖へ配置するように推進する。国際海洋学院など国際非政府組織との活動を発展させる。

第4章 海域の集約的利用

海域の節約的・集約的使用を堅持し、海域使用管理を強化するとともに、海洋機能区画制度を厳格に執行する。埋立て・囲い込み及び重大建設事業による海域の使用管理を強化し、海域使用体制を健全化するとともに、海域使用秩序を規範化し、海域使用効率を高める。

第1節 海域使用管理の強化

国家、省、市、県の4レベルにおける海域使用の動態モニタリング体系の建設を推進し、重点事業による海域使用の全過程の監視・管理を実行する。各種建設事業による海域使用基準を定め、海域使用料の徴収基準を適時調整する。海域資源の価値評価を実施し、海域

使用权の競売・入札・看板掲示方式による譲渡を推進するとともに、海洋使用权市場メカニズムを健全化・規範化する。海域使用の動態モニタリング管理及び法執行状況検査を強化し、各種海域使用活動の定期的検査を実施するとともに、違法行為に対する調査処理能力を高める。全国海岸及び沿岸海域の整備・再生作業を推進し、2015年まで整備・再生が完成された海岸線長を1000kmより以下にならないようにする。

第2節 海洋機能区画制度の厳格な執行

海洋機能区制度をさらに改善させ、各級海洋機能区画の策定業務を加速させる。海域の基本機能を科学的に区分し、海域空間開発を統合調整するとともに、海域使用効率を高める。海域機能区画の実施に対する監督・検査を強化し、海域機能区画の全体性、基礎性、制約性を確実に発揮させる。海岸線の資源配置を合理化し、海岸線の保護及び利用に関する統合計画を強化する。海岸線開発に関する全体的配置及び強度をコントロールし、海岸線を占有が伴う開発利用活動を厳格に規制するとともに、海岸線の社会サービス機能を際立たせる。「高エネルギー消費、高汚染、低レベル」の重複建設事業による海域使用を厳格に制限し、港湾、沿岸市町村及び臨港工業区を合理的に配置する。

第3節 埋立て・囲い込み及び重大建設事業による海域使用管理の強化

埋立て・囲い込み年度計画の管理を厳格にし、埋立て・囲い込みの規模・時期・順序等を科学的に決定する。埋立て・囲い込み計画の執行状況に対する評価及び審査を強化し、違法行為への調査処理能力を拡大する。埋立て・囲い込みによる海域使用の審査・批准管理を強化し、建設事業による海域使用の予審制度及び環境影響評価制度を厳格に執行するとともに、重大建設事業の場所選択に関する科学的論証を確実にする。集中・連結状態の埋立て・囲い込みへの管理を強化し、内湾の埋立て・囲い込みを厳格に規制するとともに、自然河岸、入り海、海島、湿地、水生生物資源、水中文化財等の破壊を減少させる。海底パイプラインの敷設及び軍事的海域使用への管理を規範化する。

第5章 海島の保護と開発

「海島保護法」を徹底的に実行し、海島保護計画の実施を加速させる。海島の分類や区画の管理を実施し、有人海島の合理的開発及び無人海島の保護、特殊用途海島の管理を強化する。

第1節 有人海島の秩序的開発の促進

特殊支援政策を実施し、舟山、横琴、平潭等重点海島における開発・開放を加速させる。舟山群島新区を建設し、海洋総合開発試験区の建設を全力で進める。横琴の開発・開放を推進し、広東・香港・マカオ密接連携型のモデル区を建設する。平潭総合実験区を建設し、兩岸（中国、台湾）交流協力の先行区を建立する。海島居住人口の規模を適度に規制し、海島の居住環境を改善するとともに、自然景観と歴史遺跡を保護し、海島及び周辺海域の生態系バランスを保護する。海島の基礎教育、公共衛生及びテレビ・ラジオ等の社会事業の発展を大いに推進し、交通・通信、水供給・電力供給、汚水・生活ゴミ処理等インフラの建設を支援する。特色産業の発展をリードし、辺鄙な海島の開発・利用の支援に関する政策を策定する。

第2節 無人海島の保護の強化

法律の執行及び監視・モニタリングを強化し、不法な海島の利用活動を禁止する。マングローブ、サンゴ礁、ラグーン等特殊な生態系を有する無人海島の開発を厳格に制限し、無人海島及び周辺海域におけるゴミの海洋投棄を禁止する。海島の統計調査制度を導入し、海島資源総合調査及び地名調査を展開するとともに、海島名称の標示を設置し、海島データベースを改善する。無人海島の開発利用リストを公表し、無人海島の合法的地籍調査、土地権利登録等を展開するとともに、無人海島の有償使用制度を実施する。海島生態系の評価を実施し、典型海島における生態系再生を実施するとともに、生態型海島の開発利用モデルを推進する。

第3節 特殊用途海島の管理の強化

領海基点島嶼の巡視を実施する。領海基点海島の保護を強化し、保護範囲を画定するとともに、領海基点海島及び周辺海域地形の安定を保護し、著しく損なわれた領海基点海島の再生を推進する。国防用途の海島を積極的に保護し、国防に影響を与える各活動を禁止する。海洋權益及び境界画定に関連する特殊島嶼については、航行ナビケート、水文気象観測、地震モニタリング、防災等公益性施設の建設を強化する。海島自然保護区及び特別保護区の建設を強化し、海島自然保護区の科学的普及と海島生態環境保護の広報・教育基地を建立する。

第6章 海洋環境の保護

海・陸の統合、川・海の連携を堅持し、海洋環境保護の協調・協力体制を改善する。海洋環境容量及び沿岸海域汚染状況を踏まえた汚染物排出総量規制を実施し、発生源から海洋環境悪化の傾向を転換させる。

第1節 海洋汚染防止・規制力の向上

汚染物排出総量規制を実施し、沿岸海域汚染防止・管理計画を策定・実施する。渤海、長江河口、珠江河口等重点海域の環境容量及び汚染物排出総量のモニタリング・評価を強化し、直接排出汚染源の監督・管理を重点的に強化するとともに、沿岸重点海域の環境総合整備を強化し、流域—海域汚染物総量規制のモデル事業を実施する。海洋石油探査開発、海洋工程建設事業、海洋投棄活動の全過程における監督管理を強化し、海洋環境の法執行調査・処理力を拡大する。船舶及び関連活動の油汚染物ゼロ排出計画を実施し、船舶油污水、バラスト水、生活污水及び個体廃棄物のトラッキングシステムを構築するとともに、船舶汚染物の受け入れ及び港湾汚染物処理施設を建設する。関連法規を改訂し、健全な海洋汚染損害賠償体系を構築するとともに、船舶油汚染損害賠償基金制度を実施し、石油探査開発等の海洋工程及び大型臨海企業による海洋汚染賠償制度の研究を推進する。沿岸地域は、海洋機能区画、沿岸海域環境機能区画等に基づき、窒素磷栄養塩、化学的酸素要求量、石油類等特別汚染物の総量規制目標を決定し、重点河口、海域における汚染物排出総量割当方案及び削減計画を策定・実施することを通じて、沿岸海域環境を改善する。2015年の中度及び重度の汚染海域面積を2010年より10%減少するようにする。

第2節 海洋環境モニタリング及び評価の強化

環境管理を事後管理から全過程管理へ転換し、国家、省、市、県の連携に基づく海洋環境モニタリング体系を改善するとともに、海洋環境モニタリング機構標準化の建設を実施する。海洋環境モニタリングネットワークの建設を推進し、装備能力及び技術レベルを向上させ、わが国管轄海域の各種環境要素のモニタリングを実現する。海洋環境保護データの共有体制を構築し、海洋環境モニタリング情報の分析評価を深めるとともに、海洋環境質の広告制度及び環境通知制度を改善する。海洋排出口、直接排出汚染源、重大海洋工程等に対する海洋環境のモニタリング・監督を強化する。赤潮・青潮の多発海域、集中海面養殖海域、重要海水浴場、絶滅危惧海洋生物の主要活動区域等、経済社会発展、公共健康安全、海洋生態安全にかかわる海域に対し、海洋環境質のモニタリングを展開する。海洋石油の探査開発に対し定期巡航モニタリングを実行し、定期的に通知を発表する。持続性のある有機汚染物、重金属、内分泌妨害物、生物毒素等のモニタリング及び評価を強化する。

第3節 海洋重大汚染事件の管理と対処の強化

海洋環境突発事件への応急処理体制を健全化し、各種海洋環境災害及び突発事件のコンティンジェンシープラン（contingency plan）を改善するとともに、全海域における海洋応急モニタリング早期警報能力を高める。沿岸環境リスク源及び環境影響区の調査を実施し、

海洋環境リスク情報データベースを構築するとともに、海洋環境のリスク評価を強化する。海上油流出へのリスク評価業務を強化し、国家重大海洋油流出応急処置の部局連合会議制度に基づき、潜在危険調査を定期的実施するとともに、油流出リスク管理措置を強化し、海上油流出応急連動体制を改善する。放射線流出事故に対する海洋環境モニタリング計画を策定し、重点海域における海洋環境放射線モニタリング及び評価を実施する。海洋環境突発事件の情報通知及び発表制度を健全化し、事件処理の透明性を強化するとともに、政府の対応措置を明確にし、公衆予防技能を高める。

第7章 海洋生態の保護と再生

海洋生態保護及び再生力を拡大し、沿岸のブルーエコ・バリアを建設するとともに、海洋生態機能を回復させ、海洋生態的収容力を高める。

第1節 海洋生物多様性の保護

海洋生態保護及び建設計画を策定・実施する。海洋生物多様性センサスを実施し、重点的に98カ所の海洋生物多様性優先保護区に対し調査・評価を実施する。海洋生物サンプルデータベース及び重要海洋生物遺伝資源データベースを構築し、海洋生物多様性の情報管理システムを建設する。絶滅危惧種保護及び外来種防止の管理を強化し、海洋水生生物自然保護区及び海洋水産遺伝資源保護区を建設する。各種海洋保護区の計画及び管理を強化し、海洋保護区の基礎施設及び標準体系の建設を改善する。2015年までに、国家級海洋自然保護区3カ所、海洋特別保護区44カ所を新しく建設し、海洋保護区ネットワークの形成を推進する。海洋生態補償メカニズムを研究・構築し、典型海域における海洋生態補償の試験区を実施する。

第2節 海洋生態系の再生の推進

海浜湿地、塩沼、マングローブ、サンゴ礁及び海草床等重要海洋生態系を保護・再生する。海洋生態再生技術の研究を強化し、海洋生態再生プロジェクトを実施する。海洋生物資源再生区25カ所を建設し、35カ所の海浜湿地生態を再生するとともに、2000km²の干潟・湿地の植被面積を増やす。そのうち、100km²のマングローブを植林し、100km²のアシ湿地を再生する。広東大亜湾、雷州半島、広西涠洲島、海南周辺及び西沙等の海域に対し、サンゴ礁の人工繁殖及び生態再生を実施する。海浜地区に海洋生態文明モデル区を計画・建設する。

第3節 海洋生態モニタリング及び生態災害管理の強化

海洋生態モニタリング能力を高め、海洋生態のモニタリング体系を改善するとともに、海洋生態災害早期警報及び防止業務を強化する。衛星航空リモートセンシング、遠距離ビデオ及びオンライン自動モニタリング能力を高め、18 か所の海洋生態モニタリングステーションを新しく建設する。海洋青潮、クラゲ、外来種、有害生物、ウィルス病害等のモニタリングネットワークを建設し、海洋赤潮モニタリングを強化するとともに、20 か所の重点生態モニタリング区を建設する。海洋生態妻帯技術の応用モデルを実施し、海洋生態災害防止体系及び整備・管理モデル事業の建設を強化する。

第8章 海洋経済のマクロコントロール

海陸統合を堅持し、海洋経済発展への指導、調節及びサービスを強化する。海洋産業構造を調整し、海洋経済の全体配置を合理化するとともに、海洋経済発展方式を転換させ、海洋強国の経済的基礎を打ち立てる。

第1節 海洋経済指導及び調整の強化

海洋産業構造調整に関する財政、金融、税収政策を研究・支援し、海洋経済発展の促進に関する指導意見を策定する。海洋産業優先発目録を発表し、業界基準及び重要製品技術基準を制定する。海洋循環経済発展モデルを広め、「高エネルギー消費・高汚染」の海洋産業の発展を厳格に規制する。海洋経済発展計画を策定し、海洋経済への計画指導を強化する。海面養殖業の安定的成長を維持し、海洋漁業の海洋経済に占める基礎的地位を強化する。海洋製薬及びバイオ製品、海水淡水化及び综合利用、海洋エネルギー、先端船舶製造及び海洋工程装備、海洋新材料、深海資源等の新規産業の発展を全力で推進する。海洋経済統計業務を強化し、定期的に統計広報を発表するとともに、海洋経済情報サービスプラットフォームを構築する。全国海洋経済調査業務を実施し、国家海洋経済運行のモニタリング及び評価を強化する。埋立て・囲い込みの計画管理をマクロコントロールの重要手段とし、沿岸地域の産業発展の投資規模及び空間的配置を科学的にリードする。

第2節 海洋主体機能区戦略の実施

海洋主体機能区計画を策定・実施し、戦略的、指導的役割を發揮させる。内水、領海、海島、排他的経済水域及び大陸棚の主体機能を合理的に区分し、海洋空間分類管理を実施するとともに、業績評価の差別化を実行し、海洋開発利用空間の全体配置を合理化する。海域利用度が高い、海洋生態環境圧力が大きい、海洋資源開発問題が際立つ、海洋産業活動及び経済構造の調整が必要な海域に対し、開発合理化を実施する。地理的優位性が高い、

戦略的地位が際立つ、海洋資源環境収容力が比較的によい、海洋経済発展潜在力が比較的に高い、高度・強度の集中的開発に適する海域及び海島に対し、重点的开发を実施する。わが国海域及び海岸線の生態安全にかかわり、漁業生産能力の維持・向上が必要な海域及び海島に対し、制限的開発を実施する。典型性または代表性のある生態系、絶滅危惧種、経済価値が高い海洋生物生息区、水中文化財保護区、科学文化価値が重大な海洋自然歴史遺跡及び自然景観を有する海域及び海島に対し、開発禁止を実施する。

第3節 海洋経済発展モデル地区業務の推進

山東、浙江、広東、福建及び天津における海洋経済発展モデル地区業務の実施を支援し、改革の深化、海洋経済構造の合理化、海洋生態文明建設の強化、総合管理体制の創新等における「先行先試（先に行い、先に試みる）」を図るとともに、モデル地区の海洋経済発展状況の追跡指導、検査の促進、経験まとめ等の業務を強化し、全国海洋経済の科学的発展にモデルを提供する。沿岸の重点開発・開放地区の発展を継続的に支援し、全体配置が合理的な、優位を補い合う、開発に秩序のある、それぞれの特色を持つ海洋産業集中区を形成する。

第9章 海洋公共サービス

海洋調査及び測定・製図、海洋情報化、海洋標準計量業務を推進し、海洋漁業及び海洋交通のサービス保障力を強化するとともに、海洋公共サービスの質及びレベルを高める。

第1節 海洋調査及び測定・製図の強化

海洋調査の統合計画及び管理を強化し、沿岸海域の精密な調査・測量及び測定・製図を実施する。近海海洋資源環境の基礎データベース及び基礎図面を定期的に更新し、海洋基礎データベースシステムを改善する。海洋地質保障プロジェクトの実施を加速させる。海洋探査調査空間を拡大し、排他的経済水域及び大陸棚の総合調査を強化するとともに、200カイリ外側大陸棚、重要資源区等の調査を実施し、公海資源の調査及び評価を継続的に実施する。地球海洋地理空間情報基礎施設の建設を強化する。海洋調査船参入許可制度を研究・導入し、大型海洋調査探査・測定設備及び分析機器の共有を推進する。

第2節 海洋情報化レベルの向上

海洋情報化業務を統合し、海洋情報化発展計画を策定する。海洋情報標準化の建設を加速させ、情報資源の統一管理及び共有を推進するとともに、国家電子行政ネットワークに

基づき、海洋情報業務ネットワークを整備・改善する。海洋環境及び基礎地理情報サービスのプラットフォームを建設し、海域・海島管理、生態環境保護、海洋防災、海洋経済患側、基礎科学研究を主題に、海洋管理及びサービス情報化業務を推進する。「数字海洋（海洋のデータベース化）」を継続的に建設し、海洋データベース及び図書館の建設を加速させる。海洋情報発表制度を健全化し、情報公共サービスを強化する。海洋情報管理をさらに強化し、国家海洋情報の安全を保障する。

第3節 海洋標準計量サービス体系の健全化

「海洋標準化技術委員会」の業務体制を強化し、質の監督管理体系を改善するとともに、海洋技術製品質の監督検査センターを建設する。海洋資源の探査開発、海洋ハイテク技術産業化、海洋観測早期警報及び防災等の標準体系建設を重点的に強化する。海洋標準効果評価体系を構築し、全国海洋標準情報サービスプラットフォームを建設する。海洋標準計量の国際協力を強化し、アジア太平洋地区海洋機器検査・測定評価センターを建設する。

第4節 海洋漁業サービス力の向上

海洋漁業発展への指導を強化し、漁港建設の全体配置を合理化する。一連の重点漁港を改築・建設し、建設基準を高め、通信、モニタリング、ナビゲーション等の施設を改善するとともに、台風が多発する東南部地域に配置密度を適切に増やす。2015年までに、機能完備の沿岸漁港ネットワークを基本的に形成し、70%の漁船に関連サービスを提供する。漁村の水供給・電力供給、交通・通信等をインフラの建設を強化し、漁民の生産生活条件を改善するとともに、漁民「転産転業（産業・業種の転換）」政策の支援力を拡大し、漁民向けの多様な就業訓練を実施する。海洋水産優良品種の育成、水産技術普及及び魚病防止管理サービス体系を健全化し、水産物品質安全の監督を強化し、漁業安全生産及び法執行検査を強化する。政策的漁業保険を推進する。

第5節 海上交通安全サービスの強化

海上航行の監督・管理及びサービス力を拡大し、船舶交通管理システムの配置を合理化する。沿岸重要ルートの航路標識体系を改善し、西沙、南沙海域における公共航路標識を建設するとともに、航路安全巡航を排他的経済水域及びその他の管轄海域まで拡大する。沿岸民用港湾及び航路測定・製図を実施し、重要通路水域、エネルギー港湾の海図を更新する。全国沿岸水域における超短波安全通信システムの配置を改善し、沿岸25カイリ全カバーを実現する。ヘリコプター、固定翼機を購入し、巡航船、設標船、測量船を建造し、航行運輸保障基地建設を推進する。海上交通安全応急救助指令機関を建設し、海上救助計

画体系を改善するとともに、海上連合救助演習を定期的を実施し、救助の国際協力を積極的に推進する。2015 年までに、渤海湾、長江河口、台湾海峡、珠江河口、琼州海峡、南海部分水域の 100 海里以内の水域における救助力を 90 分以内にする。

第 6 節 海域の平安及び安定の保護

海上治安管理の創新を図り、海上治安の総合整備・管理業務体制を改善する。平安海域建設発展計画を策定し、わが国の内水、領海及び接続水域の常態治安パトロールを実施するとともに、海上犯罪を撲滅する。出入国船舶検査サービスを改善し、船舶出入国検査効率を高める。入港船舶の管理を強化し、港湾及び船舶治安の安全を保障する。海上治安管理サービス力を向上し、海上警察力を合理的に配置する。港、港湾及びモニタリングシステム等基礎施設及び通関条件を改善し、海上 110 番通報サービスプラットフォームの建設を強化するとともに、海上集団予防・集団管理のネットワークを健全化し、法執行装備力の建設を強化する。

第 10 章 海洋防災

海洋災害意識を高め、海洋災害リスク防止及び突発事件への応急管理を強化する。海洋災害観測能力及び早期警報・予報サービスレベルの向上を加速させ、海洋領域の気候変動への対応力を強化するとともに、海洋防災体系を改善し、国民生命財産安全を保障する。

第 1 節 海洋災害リスク防止力の強化

全国海洋災害リスク評価及び区画業務を実施し、沿岸地域経済発展配置及び海洋関連プロジェクト防護基準の制定に科学的指導を提供する。沿岸重大プロジェクト建設の海洋災害リスク評価制度を構築し、リスク評価技術規範を策定するとともに、建設済又は建設中の沿岸原子力発電所、化学工業企業、大型産業パーク区、城镇発展区においてリスク調査を実施し、直ちにリスクを除去する。海洋災害重点防御区内において産業パーク区を建設し、重大プロジェクト建設を行う者は、事業実行可能性論証段階において海洋災害リスク評価を実施し、津波、嵐等海洋災害の影響を予測・評価しなければならない。

分類管理、分級負責（等級別担当）、点線連携、属地管理を主とする海洋災害応急体制を建設・健全化する。海洋災害応急プランを改善し、災害早期警報の多部門間応急連携体制を導入するとともに、応急管理訓練及び応急演習を定期的を実施する。海洋防災センター及び移動応急指令プラットフォームを建設し、海洋災害情報の急速取得能力を強化するとともに、各種海洋災害に対応するための装備力、技術レベル及び物資備蓄を高める。海洋防災

に関する普及教育業務を確実にし、全社会の海洋災害防止意識を高める。

第2節 海洋予報サービスレベルの向上

海洋、気象、地震、環境保全、水利、海事、民政、漁業等の主管部門の協力と連携を強化し、海洋予報体系をさらに改善するとともに、分級・分区、目標に向け相互補完する海洋予報サービス業務体系を形成する。海洋予報技術の自主的研究開発を強化し、沿岸重大施設、産業密集区及び人工密集区の精密な予報業務を重点的に推進する。海洋予報サービス領域を拡大し、サービス内容を豊かにするとともに、漁業生産、大洋航路保障、海上捜査・救助、海洋オイル・ガス生産等のサービスシステムを構築する。2015年までに、嵐、波浪、海流数値の予報時効を現在の3日間から5日間に伸ばし、沿岸空間の解像能力を4000mから100mに高めるとともに、海洋災害発生前3時間から6時間の短時間予報を実施する。海洋早期警報情報の発表を強化し、各種媒体を通じて直ちに災害早期警報情報を発表するとともに、海洋予報の社会サービス機能を強化する。

第3節 海洋の気候変動への対応力の強化

海洋の気候変動影響への分析・予測能力を高め、エルニーニョ、ラニーニャ等現象のわが国気候への影響予測業務を実施するとともに、各種分析予測製品を定期的に発表する。気候変動影響調査及び評価体系を構築し、海面上昇、海洋生態系退化等のわが国沿岸経済社会への影響モニタリング及び傾向分析業務を実施する。沿岸湿地の保護及び防護林、防潮工程の建設を強化し、沿岸の各種重大プロジェクト事業及び市町村排水施設的设计基準を高め、沿岸地域の気候変動対応力を強化する。

第4節 海洋災害観測能力の向上

計画を強化し、配置の合理化を図るとともに、海洋災害観測カバー度を拡大する。離岸観測能力を強化し、沿岸観測、海底観測、海上プラットフォーム、ブイ、水中ブイ、船舶、航空のリモートセンシング及び衛生リモートセンシング等の多様な手段の連携による海洋災害の立体観測ネットワークを改善するとともに、観測ネットワークの運行保障能力を高める。海上重要ルート、国際航路等重点海域における観測能力の建設を強化する。篤志観測船及び応急移動観測を大いに推進し、津波モニタリング力を拡大する。海洋断面調査をさらに強化し、数量及び頻度を増やすとともに、調査装備レベルを高める。

第11章 海洋権益の保護

常態化の海洋権益保護巡航・法執行を実施し、多様な形式の海洋権益保護行動を展開するとともに、関連対策の研究を深める。また、管轄海域の実質的コントロールを強化し、海上航行の安全保障を強化するとともに、国家海洋権益を保護する。

第1節 海上権益保護巡航・法執行の強化

わが国管轄海域における定期的権益保護巡航・法執行を強化し、海上権益保護の法執行及び管理・コントロール能力をさらに向上させる。また、権益保護巡航・法執行用の船舶、飛行機を購入、建造し、保障基地を建設するとともに、監視・観測及び通信連絡能力を向上させる。

第2節 多様な海洋権益保護行動の展開

伝統漁場における常態化の漁業権益保護行動を展開し、わが国漁船の東シナ海、南シナ海伝統漁区における生産活動を保護する。海南国際観光島の建設と連携し、西沙諸島、南沙諸島の観光線路を科学的に計画する。管轄海域及び暗礁における海洋保護区を建設し、海洋生態環境の保護と管理を確実に強化する。国連海洋法条約等関連政策に基づき、公海及び国際海底区域内の資源開発、科学調査等の活動を積極的に推進する。わが国海洋権益に関する主張の対外公表及び説明を強化し、社会世論を正確にリードする。

第3節 国際海上航行安全の保護

海運管理制度等における海洋大国との協力を深め、海上戦略安全、航路安全に関する協議及び対話の協調メカニズムを強化するとともに、海賊、テロ、密輸入、麻薬等の取り締まりにおける協力を展開し、重要海上運輸の航路安全を共同で保護する。海洋観測、航路測量、環境保護及び災害予報、航海保障能力建設等の領域における重要航路沿岸国との互惠協力を強化する。マラッカ海峡の安全保障に関する地区業務及び海上協力活動に積極的に参加する。

第12章 国際海事

二国間及び多国間の海洋協力空間を拡大し、地区海洋協力を積極的にリードするとともに、国際的責任及び義務を確実に履行し、わが国の国際海事への参加能力を全面的に高める。

第1節 国際海事の全面参加

国連の関連海事に積極的に参加し、国際海洋政策制定への参加能力及び海事協議能力を高める。国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の政府間海洋学委員会（IOC）、国際海底機構（ISA）等機関の業務への実質的参加を強化する。国連海洋法条約の研究を深め、世界各国における条約の実践に関する最新情報を把握する。国際海洋秩序の発展傾向を正確に把握し、国際関係の政策、法律、科学、技術及び執行方案の準備を整え、判断及び行動能力を高める。海洋環境保護、海底資源開発、漁業資源管理、海事及び海上救助等海洋関連分野の国際公約、条約、規則の制定、改訂業務に積極的に参加する。関連の国・国際組織との連携を推進し、国際海洋協力研究及び技術育成を積極的に実施する。国連の海洋及び海洋法事務に関する非公式協議、「海洋環境の状態に関する世界的な報告及び評価(A Regular Process for Global Reporting and Assessment of the State of the Marine Environment)」業務、深海生物遺伝資源研究、公海保護区等の国際海洋問題に積極的に参加する。

第2節 二国間海洋協力の推進

政府間、研究機関間の協力を積極的に展開し、協力プラットフォームを構築するとともに、海洋観測と調査、海洋生態環境保護と評価、海洋災害過程研究と防災、気候変動への対応と予防措置、海洋経済発展政策と海洋管理等分野における協力を強化する。中国・インドネシア海洋及び気候変動協力研究センターの建設を推進し、発展途上国の海洋防災能力建設への支援力を強化する。最前線海洋科学、実用海洋学（海洋状況評価・気象予報・気候予測等に関する学問、operational oceanography）、海洋政策と管理、情報共有、海洋教育、観光開発等分野における先進国、新興国との協力・交流を強化し、海洋再生エネルギー開発、海水淡水化、バイオエンジニアリング、海洋鉱物資源開発、海洋空間資源利用、極地調査等における海洋技術の交流と協力を積極的に推進する。

第3節 多国間協力の積極的リード

海洋政策、海洋生態環境保護及び防災等の分野における関連国との協力を強化し、南シナ海における津波予報及び防災システムの建設を推進する。国連政府間海洋学委員会が発表する重要な海洋科学計画や各種活動に積極的に支援及び参加し、地区海洋協力事業を実施する。北太平洋科学組織、国際海洋研究会科学委員会、国際海洋学院等の国際組織及び非政府組織との協力関係を積極的に発展させる。アジア太平洋経済協力組織海洋ワーキンググループの重要な役割をさらに発揮させ、「アジア太平洋経済協力組織-海洋持続可能発展センター」の事業を確実に実施する。

第13章 公海資源調査及び極地調査

公海資源調査を継続的に実施し、極地科学調査を深めるとともに、公海資源調査及び極地調査の能力建設を強化し、海洋の調和的利用に貢献する。

第1節 公海資源環境調査及び評価の強化

国際海底において多金属硫化物、コバルトリッチクラスト及び生物遺伝資源調査を実施し、多金属硫化物及びコバルトリッチクラスト調査鉱区の申請を適時提出する。マンガン団塊合同区の資源評価の実施を推進する。国際海底環境の総合研究を進め、深海典型生息地における生物多様性の調査及び評価を強化するとともに、深海微生物、底生生物及び浮遊生物の研究を展開する。深海生物遺伝資源の採取、保存、取り出し及び培養技術研究を強化し、深海生物資源利用技術を開発する。

第2節 極地科学調査の推進

南極大陸及び周辺海域、極地海域環境の総合調査を実施する。極地科学考察及び研究を深め、氷河、海洋、大気、地質及び地球物理、天文等基礎領域の科学研究を重点的に進める。極地生物資源の調査及び利用研究を強化し、極地微生物遺伝資源の収集及び応用評価を展開する。北極航路の利用調査及び研究を強化し、関連分野の国際協議に積極的に参加する。極地観測システムを改善し、南・北極地における総合調査の常態化を実現する。南極保護区建設及び管理業務を有効に進める。

第3節 公海調査及び極地調査の能力建設の加速化

大洋総合調査船及び有人潜水機支援母船を新しく建設し、積載能力を高める。深海鉱物資源の探査、採取、加工技術開発力を拡大する。国家の深海基地建設を加速させ、深海資源調査、深海技術開発の総合保障能力を向上させる。大洋調査の海外サポートステーションを計画的に建設する。極地科学調査及び保障能力を高め、南極における新しい調査ステーションを計画的に建設する。南極における固定翼航空機の保障システムを建設し、極地調査の陸地運送力を高めるとともに、極地調査の砕氷船建設事業を実施し、毎年200日以上の極地調査時間を確保する。極地科学調査の国内基地のグレードアップを実施し、実験分析、データ処理、学際的研究、データベースの共有及び国際極地情報コミュニケーション力を重点的に強化する。

第14章 海洋科学技術

「深化近海、強化遠海、支撐発展、引領未来（近海の開発技術を深め、遠洋の開発技術を強め、発展を支援し、未来に引率する）」方針を堅持する。海洋の基礎、展望及びかなめとなる技術研究を強化し、海洋科学技術の成果転換を加速させるとともに、海洋科学技術が海洋の開発、保護及び総合管理への支援力を高める。

第1節 海洋基礎科学研究の推進

国家戦略のニーズをめぐって、一連の重大基礎科学における突破を実現し、海洋科学の全体レベルの向上を推進する。海洋と気候、海洋生物多様性、海陸相互作用、海底下深部過程等、最前線問題の研究を重点的に実施する。海洋物理、海洋生物、海洋地質及び地球物理、海洋化学等優位領域の研究を強化する。海洋工学、極地海洋学、海洋観測技術学等新興領域の研究を支援する。海洋科学の国家重点実験室及び科学創新基地の建設を推進する。野外科学観測ステーションの建設を拡大し、海洋科学観測ネットワークを改善するとともに、海洋総合科学試験場の建設を推進する。

第2節 海洋の戦略的・展望的技術の発展

深海探査・観測技術の研究を深め、ハイレベル海洋工程設備の研究開発を加速させるとともに、「蛇龍号」の深海における試験的応用を推進する。深海積載、生命維持システム、高比エネルギー動力装置、ハイファイサンプリング及び情報遠距離転送、深海設備製造等技術の研究開発を強化し、重載作業型水中ロボット設備及び技術の国産化を実現する。海洋観測技術を発展させ、自己創新能力を高めるとともに、一連の海洋生態及び環境観測核心技術の突破を実現し、海底観測ネットワーク技術の発展を加速させる。海洋シリーズの衛星を発射し、地上データ受信ステーションの建設を改善するとともに、海洋衛生リモートセンシング技術の研究開発及び応用を深める。特殊船舶設備技術の研究開発を強化し、深海掘削船技術、遠洋漁業船舶及び設備技術、遠海多機能・可移動式人工島技術、海上救助作業船及び潜水救助作業技術・関連設備を重点的に発展させる。深海探査技術を継続的に発展させ、遠洋、海底多変量・快速探査及び3D探査技術、熱水鉱床区観測及び評価技術、深海鉱物資源及び生物資源サンプリング技術及び工程原型機の研究開発を強化する。二酸化炭素の海底貯蔵技術を研究する。

第3節 海洋技術の産業化の推進

海洋科学技術イノベーション体制を改善し、海洋科学技術の投資・融資プラットフォームの建設を推進する。産学連携を積極的に推進し、成果転換における企業の役割を発揮させ、区域海洋科学技術産業連盟の形成を促進する。「科技興海（科学技術により海洋発展）」プ

プロジェクトを実施し、成果転換及び産業化を推進する。海洋産業技術の研究開発成果転換センター及び「孵化基地（イノベーションセンター）」の建設を支援し、海洋工程技術研究センター、海洋技術成果転換及びハイテク産業化基地、海洋技術普及センターの建設を推進する。海洋生物、海洋工程装備製造、海水综合利用、海上汚染除去及び海洋エネルギー等科学研究成果転換の加速化をリードする。種苗繁殖、グリーン養殖及び精密加工等海洋生物資源の開発及び综合利用技術を発展させる。深海生物資源利用技術の転換を加速させ、深海生物製品、工業酵素及び生物冶金等における産業化の突破を実現するとともに、海洋生物医薬産業パーク及び海洋バイオ医薬基地を計画・建設する。海洋再生可能エネルギーの開発利用実験プラットフォームを構築し、海洋再生可能エネルギー基準体系を改善するとともに、海洋エネルギー産業化過程を加速させる。海水淡水化技術の研究開発、示範及び運行体制の集成・創新を強化し、新エネルギー及び海水淡水化連合技術の示範的応用を実施するとともに、万トン級以上の大規模海水淡水化、海水循環冷却等工程示範及び産業化を実現する。2015年までに、反浸透法及び蒸留法の海水淡水化機械規模がそれぞれ1.5万 m^3 /日及び2.5万 m^3 /日に達するようにする。深海オイル・ガスの生産作業設備、深海通用材料、基礎部品産業化の開発を大いに推進する。

第15章 海洋教育及び人材育成

「グローバル人材戦略（「全国海洋人材発展中長期計画要綱2010-2020」にて提起）」を実施し、海洋教育の発展を加速させる。ハイレベルの革新型人材育成を強化し、海洋人材育成体制を改善するとともに、海洋人材の開発及び育成を計画的に推進する。

第1節 海洋教育発展の推進

海洋分野高等教育の発展を支援し、海洋関連高等教育機関における海洋専攻・学科の設置を推進する。関連分野の学校設立・運営規模を拡大し、重点学科及び実験室の建設を推進するとともに、国内外学術交流・協力を強化し、国際レベル及び地域特色を有する海洋関連専攻・学科を積極的に育成する。経費投入、支援政策等海洋基礎教育への支援を行う。大学院教育を積極的に発展させ、育成モデルの改革を行う。海洋人材共同育成計画を実施し、海洋関連部門及び関連高等教育機関との協力体制を継続的に推進する。海洋職業教育及び訓練を強化し、専門人材チームビルディングを拡大する。海洋分野の生涯学習教育計画及び実施方法を制定する。

第2節 革新型人材の育成

海洋人材及び革新チーム育成計画、ハイレベル革新型海洋科学技術人材の誘致計画を実

施する。国家重大事業、重点実験室、ポストク科学研究センター等の建設に合わせ、ハイレベル革新型人材育成基地を建設する。人材チーム形成に有利な誘致、採用、育成、評価及び奨励体制を改善する。主席科学者、主席専門家及び特任専門家制度を改善し、重大海洋科学及び調査事業において、技術責任者と行政責任者の分離制度を進める。国際大型海洋科学研究計画へのわが国科学者の参加を支援し、重大国際協力研究事業をリードして推進する。海洋科学技術教育及び人材育成分野における香港・マカオ・台湾地区との交流・協力を促進する。ハイテク産業パーク及び留学人員創業パークを中心に、帰国留学人材の起業への支援力を拡大し、人材誘致に万全なサービスを提供する。

第3節 海洋人材キャパシティビルディングの計画化

海洋事業発展のニーズに基づき、海洋プロジェクト装備技術、海洋資源開発利用技術、海洋公益サービス専門技術、海洋管理、海洋ハイテク及び国際化の海洋人材キャパシティビルディングを強化する。重点海洋産業人材発展目録を制定し、重点分野における海洋専門技術人材の育成及び奨励政策を研究する。国家重大海洋事業へ企業が参加するようにリードし、研究開発実践及び産業化の過程において人材誘致及び育成を行う。海洋専門技術業務の方向を安定させ、専門技術チーム育成を強化する。海洋専門卒業生の基地局、遠洋船舶、辺鄙な海島などのフロントラインにおける実習を奨励する。海洋優秀青年科学技術人材育成計画を実施し、海洋事業の発展に優秀な人材を備える。海洋人材の動態追跡統計業務を実施し、観測評価体系を形成するとともに、人材配置の最適化及び合理的流動を促進する。

第16章 海洋法律法規

合法的な海の整備、海の保護を堅持し、海洋法律体系を整備するとともに、海洋法執行及び監督体制を改善し、海洋の合法的な行政能力及び総合管理レベルを向上させる。

第1節 海洋立法の強化

海洋立法のフレームワークを構築し、立法の適切性及び展望性を向上させ、秩序ある海洋立法を推進する。南極活動管理条例等における法律の整備を加速させる。海洋経済、渤海区域、海洋防災、海洋巡航法執行、海洋調査、軍事海域使用管理及び海洋基本法等の分野における立法研究を強化する。海域使用、海上交通安全、海洋投棄等の分野における法律整備の更なる改善を図る。関連法律とセットの実施細則を制定し、海洋法執行の実行可能性を確保する。法律法規の実施効果に対する評価制度を研究し・整備する。沿岸地域における地方法律の整備を支援し、中央と地方の法律体系の協調を図る。海洋法律の普及及

び宣伝を推進する。

第2節 合法的行政レベルの向上

幹部・リーダーの法律教育を強化し、合法的行政観念を強めるとともに、執行レベルを向上させる。海洋法執行体系整備を強化し、海域使用、無人海島の利用、海洋環境影響評価及び海洋プロジェクト等の審査・許可プロセスにおける制度整備と管理を重点的に強化するとともに、規範的政策決定プロセスを形成する。専門家諮問、合法的審査、リスク評価、重大政策決定の公聴会、政府情報公開等の制度を実行する。投書・陳情処理及び行政再議業務を強化し、告発・クレームプラットフォームを改善するとともに、行政再議委員会制度を実施することを通じて、行政処罰、許可、強制、再議等行為における審査プロセスを健全化し、海域利用に関する諸コンフリクトの即時解決を図る。

第17章 海洋意識及び文化

海洋強国の意識及び理念を樹立し、海洋文化遺産を発掘及び保護するとともに、海洋文化産業を育成する。海洋文化の発展を促進し、海洋事業発展のソフトパワーを強める。

第1節 国民の海洋意識の向上

国民の海洋意識の強化に関する指導意見を制定する。小中学校における海洋基礎知識の教育を推進し、高等学校における海洋科学及び文化の普及教育を強化する。自然博物館、科学技術館等の施設を活用し、海洋科学普及教育基地を整備するとともに、海洋保護区の科学普及教育機能を改善する。国家海洋博物館及び中国海洋歴史資料館の建設を積極的に推進する。海洋文化理論研究を積極的に展開し、中華海洋文明史を編纂するとともに、海洋文化、科学普及教育等叢書シリーズを出版する。各種の新聞・メディアを利用し多様な形の海洋広報業務を展開する。海洋知識コンテスト、海洋キャンプ、海洋博覧会等の活動を展開し、「世界海洋日及び全国海洋広報日」など海洋をテーマとする広報及び文化活動を継続的に実施する。

第2節 海洋文化遺産の保護

海洋文化遺産保護計画を制定する。海洋文化遺産研究及び調査を強化し、わが国海洋関連文化財及び無形文化遺産の数、規模及び保護の現状について初歩的な調査を行う。海洋水中文化遺産の保護を強化し、「南海1号」、「南澳1号」等沈積船遺跡及び西沙海域における水中文化遺産の重点保護事業を実施するとともに、水中考古科学及び装備レベルを向上

させる。各レベルの水中文化財保護区建設を強化し、法執行力を拡大するとともに、管轄海域における水中文化遺産の安全を保障する。民間祭り等の慣習、文化芸術、伝統芸能、飲食文化等の海洋関連無形文化遺産及び代表継承者を系統的に整理・保護し、文化遺産の継承利用ルートを拡大する。象山海洋漁業文化生態保護区の建設を強化する。媽祖文化、シルクロードに代表される海洋商業文化、鄭和の西洋下りに代表される航海文化を発掘、継承及び発揚し、各種海洋文化芸術作品の創作及び展示・発行を支援する。

第3節 海洋文化産業の育成

海洋文化産業に対する政府の指導及び育成を強化し、重大海洋文化産業事業戦略を実施するとともに、海洋文化産業基地及び地域特色海洋文化産業群の建設を推進する。海洋文化発展計画を策定し、文化産業発展支援政策を制定するとともに、海洋文化基金を設立する。交差所有式（cross-ownership）経営及び改組を支援し、海洋文化と製造業、サービス業とハイテク産業の融合を推進するとともに、規模レベルを向上させる。海洋文化娯楽、観光レジャー、スポーツ等の産業を積極的に発展させ、優良な海洋観光区及び観光ルートを育成し、国家ベスト海岸及び海島観光ゾーンを形成する。青島国際海洋祭、廈門国際海洋ウィーク、象山漁業解禁祭、平潭砂彫刻祭等特色のある海洋祭活動を継続的に発展させ、企業誘致、資金導入、産業集約の文化プラットフォームを形成する。

第18章 保障措置

全体における海洋の戦略的地位及び重要な役割に対する認識を深め、緊迫感及び懸念意識を強化するとともに、海事の統合調整を強化する。海洋経済へのマクロコントロールを強化し、海洋事業の支援力を拡大するとともに、海洋開発、コントロール及び総合管理能力の向上に努める。

第1節 海洋発展戦略の制定

海洋科学発展観及び權益観を樹立し、地球海洋発展情勢を把握するとともに、海洋発展の戦略性、方向性及び政策等重大課題に関する研究を深める。国家海洋発展戦略を制定及び実施し、わが国の内水、領海及び接続水域、排他的経済水域及び大陸棚、公海及び国際海底区域、南北両極における実在及び潜在的利益を統合調整する。国の海洋政治、外交、安全、経済、管理等の業務を統合調整し、海洋事業発展の合力を形成・促進する。

第2節 海洋総合管理の実施

ハイレベルの海事協調体制の形成を推進し、海洋関連部門間の協調及び連携を強化するとともに、中央と地方の海洋管理業務における連携を向上させ、海洋行政管理機能を強化する。国の政策方針に基づき海域及び海島、海洋漁業、海運海事、海洋生態環境保護等の管理手段を総合的に用いて、海洋産業の発展及び海洋経済の運営への指導及び調整を実施し、海洋開発利用・保護への総合管理の効率性を向上させる。

第3節 計画指導の強化

国務院の関連部門及び沿海各レベルの人民政府は連携を強化し、海洋事業発展の実態に基づき、海洋経済発展、海洋生態環境保護、重点海洋産業育成、海洋科学技術の研究開発成果転化等分野における計画の策定を加速させるとともに、関連政策と措置を実施する。各種海洋計画への指導調整機能の発揮を通じて、沿岸地域の産業構造調整及び配置の最適化を促進し、発展方式の転換を加速させる。各レベルの发展改革部門及び海洋行政主管部門は、海洋事業発展計画の実施における監督検査及び評価体制を整え、同レベルの人民政府及び上のレベル主管部門に関連状況を報告する。

第4節 政府財政投資量の拡大

国務院関連部門は財政予算及び投資計画の策定の際、海洋事業への支援力を拡大し、総合的計画、軽重及び緩急の区分、重複建設を避けるなどの原則に基づき、海洋分野重大事業の実施を優先的に保障する。沿海地方各レベルの人民政府は国民経済及び社会発展計画、財政予算等の策定の際、海洋事業の発展を重要な位置に置き、基礎能力建設、重大事業への資金投資及び支援力をさらに拡大する。海洋使用金の用途を計画・規範化し、海洋環境保護及び生態系再生を重点的に強化するとともに、業績評価及び監査監督を強化する。